

## 神奈川県地域福祉支援計画（平成27～2931年度）平成28年度評価まとめ

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
1 ひとづくり	(1) 地域福祉の担い手の育成	支援策 1 行政・社協・地域包括支援センターをはじめとする地域福祉の推進を担う職員のスキルアップを推進します。	3	1	1	1	0	-	○	-	-	<p>地域福祉の担い手の育成については、研修を通じて、地域福祉に関する知識・スキルを学ぶ機会を提供し、地域福祉の推進を担う職員のスキルアップ等、概ね順調に進捗している。しかしながら、市町村職員等地域福祉担当職員向けの研修は、参加者数やアンケート結果から研修の周知と研修カリキュラムの見直しが必要である。</p> <p>今後、高齢者が急増すると見込まれており、地域包括ケアシステムの構築に向け「生活支援コーディネーター」や「認知症地域支援推進員」等の地域の担い手や生活支援の担い手の育成がより一層必要になる。</p> <p>また、県は、「地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（サービス等の情報・人・場所）をつなぎ、具体的な解決へ導くことができる人材」を地域福祉コーディネーターと位置付けているが、新たに創設された生活支援コーディネーター等地域で活躍する多様な人材との役割分担等、地域福祉コーディネーターの役割及び定義を今の時代に合わせて再整理し、明確にするとともに、養成研修等の研修体系を見直す必要がある。</p> <p>さらに、民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、本県では平成28年3月に年齢要件の上限を撤廃したが、依然、担い手確保が難しい地域もある。県は、引き続き、民生委員・児童委員活動に対する県民の理解が深まるような効果的な広報を行うとともに、平成29年2月に行った市町村による民生委員・児童委員に対するサポートに関するアンケート及び聞き取り等をもとに、市町村と連携し民生委員・児童委員のサポートの仕組みを検討する必要がある。</p>
		支援策 2 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。	2	0	1	1	0	-	○	-	-	
		支援策 3 地域福祉コーディネーターの地域への普及・定着を推進します。	6	0	5	1	0	-	○	-	-	
		支援策 4 民生委員・児童委員の地域福祉活動を支援します。	4	1	3	0	0	-	○	-	-	
	(2) 福祉専門人材の確保・定着対策の推進	支援策 5 福祉・介護人材が働きながら学べるキャリアアップのしくみをつくるとともに、キャリアパスの整備を促進します。	14	4	6	3	1	-	○	-	-	<p>福祉専門人材の確保・定着対策の推進については、福祉・介護人材のキャリアアップのしくみづくりや外国人介護職の確保・定着、若年層等へ福祉・介護の魅力を伝える取組みを着実に進める等、概ね順調に進捗している。</p> <p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、県内で約2万5千人の介護人材が不足することが見込まれており、引き続き介護人材を質と量の両面から確保していく必要がある。</p> <p>県では、福祉介護分野での就労に関心のある方への研修や職場体験事業の実施など、介護に意欲のある方の掘り起しを図った。平成28年度は、新たに「介護フェアinかながわ」を実施し、介護の仕事の魅力を発信し、介護への理解・関心を高めることに努めた。また、新たな介護人材の参入促進を図るため、「中高年齢者等介護分野就労支援事業」や「介護助手導入検討事業」を実施するとともに、介護に頑張る事業所を応援する県独自の取組み「かながわベスト介護セレクト20」及び「かながわ認証」を創設し、介護サービスの質の向上と介護従事者の資質向上や定着促進を図った。</p> <p>今後は、現在の人材確保策や定着支援策等の実施状況を検証するとともに、より効果的な施策の事業化について検討を進める必要がある。</p>
		支援策 6 外国人介護職の確保・定着を支援します。	3	1	1	1	0	-	○	-	-	
		支援策 7 福祉・介護に係る就業相談や情報提供により福祉・介護人材を確保します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-	
		支援策 8 若年層等へ福祉・介護の魅力を伝え、専門的な福祉・介護人材を確保します。	6	2	4	0	0	-	○	-	-	
		支援策 9 潜在的福祉・介護人材の活躍を促進します。	7	0	4	3	0	-	○	-	-	
		小計	46	9	26	10	1	0	9	0	0	

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価	
				a	b	c	d	A	B	C	D		
2 地域 (まち) づくり	(1) 地域における支え合いの推進	支援策10 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。	5	2	3	0	0	-	○	-	-	地域における支え合いの推進については、各地域の実情やニーズを把握し、地域住民、行政、社協、関係機関等が連携して取り組んでおり、概ね順調に進捗している。県では、高齢者から子どもまでの多世代が互いに支え合い生き生きと生活できる「多世代居住のまちづくり」や「健康団地づくり」の推進、地域見守り活動協力事業所による地域見守りの輪の拡大等に努めた。 また、かながわ子ども・子育て支援大賞等の表彰を実施し、事業者等民間による自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみでの取組みへの機運の醸成を図った。 さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等では、子どもから大人まで、地域住民の多くがボランティアとして参加することが見込まれ、地域の土作りを進める（地域住民の意識を醸成する）契機になると考えられ、その後も地域で継続して活動できるような仕組みを検討していく必要がある。	
		支援策11 地域住民等による見守り活動の充実を図ります。	4	1	3	0	0	-	○	-	-		
		支援策12 NPO等との協働・連携により、多様な福祉ニーズに対応した事業を実施します。	1	0	1	0	0	-	○	-	-		
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	支援策13 バリアフリーの街づくりを推進します。	7	3	3	0	1	-	○	-	-	バリアフリーの街づくりの推進については、「バリアフリー街づくり推進県民会議」や「バリアフリーフェスタかながわ」、「バリアフリーまちづくり賞」等の取組みにより、普及啓発を着実に実施するとともに、既存施設のバリアフリー化を計画に沿って推進する等、概ね順調に進捗している。 県営住宅のバリアフリー化や信号機や駅構内のエレベーター等の公共設備、既存の建築物や案内サイン等のバリアフリー化については概ね順調に実施しているが、幅広歩道の整備や段差解消等については、関係地権者等への事業の理解に時間がかかる等の理由により、進捗状況が遅れている等の課題もみられる。今後も県民の意見を聴きながら、普及啓発と実効性のある取組みを進めていく必要がある。	
		支援策14 情報バリアフリーを推進します。										県ホームページにおける情報バリアフリーの推進については、高齢や障害に関わらず、必要な情報を得ることができるよう、充実を図るとともに、情報バリアフリーガイドラインに基づいて、継続的に検証等を行っていく必要がある。 また、県は手話の普及を通じて、ろう者とろう者以外の者が相互理解を深めるため、「神奈川県手話推進計画」を平成28年3月に策定し、平成28年度は、手話普及推進イベントとして、映画「聲の形」の先行上映会とあわせ手話講習会を開催したほか、手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」を作成する等、手話の普及に取り組んでいる。今後も手話講習会の開催事業者を増やし、より多くの方に手話に関心をもつていただけるような手話イベントの開催や手話通訳者の計画的な養成等に努める必要がある。	
	(3) 外国籍県民への支援	支援策15 外国籍県民の暮らしやすさを支援します。	5	4	1	0	0	-	○	-	-	外国籍県民への支援については、外国籍県民相談、かながわ労働センター等における外国人労働相談の実施や外国籍県民対象の福祉施設等就職相談会を実施し、さらには多文化ソーシャルワーカーの育成、多言語生活情報誌の発行や多言語版ホームページの作成等必要な情報の提供等、概ね順調に進捗している。 外国籍県民の福祉施設等への就労支援については、福祉施設での介護人材不足から外国籍県民への人材育成に余裕がない状況がみられることから、本事業の更なる活用を促進していく必要がある。 また、県内には、多くの外国籍県民が暮らし、その国籍も多岐に渡っており、今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等もあり、ますます多様な国・地域の外国籍県民が増えていくことが見込まれているため、外国籍県民のニーズにあった相談窓口の運営、多言語による情報提供により、引き続き外国籍県民の生活の質の向上が望まれる。	
	(4) 災害時における地域支援体制の促進	支援策16 災害時における地域の防災力の向上を図ります。	4	1	2	1	0	-	○	-	-	災害時における地域支援体制の促進については、災害救援ボランティアコーディネーター養成研修の受講者が少なく、今後の実施に当たっては、身近な地域での受講が可能となるよう複数地域で研修を実施する等により、一層の促進を図っていく必要がある。 また、市町村に作成が義務付けられている「避難行動要支援者名簿」については、本県では、平成28年4月1日現在、12市町村で未作成となっている。さらに、市町村が設置する福祉避難所の指定は、平成29年2月現在、5市120か所に留まっている。県は、全庁横断的な「福祉避難所市町村サポートチーム」において、名簿の作成が進まない理由等についての実態調査を踏まえ、広域的な役割のある県として、地域の特性や実情を踏まえつつ、市町村の課題に応じて支援策を検討する必要がある。	
		支援策17 東日本大震災の被災者を支援します。										さらに、県は、大規模災害時に高齢者や障害者などの要配慮者を支援するため、民間関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図るとともに、介護職員等を対象にした災害対応に関する実践的な研修を行っているが、研修受講者数が少ない等の課題がみられ、研修の周知方法、開催方法等について改善する必要がある。	
小計				32	15	15	1	1	0	7	1	0	

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
(1) 生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくり	支援策18 市町村等における相談・課題解決体制のネットワーク化を促進します。		2	0	1	1	0	-	○	-	-	生活上の課題や福祉ニーズに対応するしくみづくりについては、地域における様々な課題等に着実に対応するため、市町村等と連携して情報交換や検討を行うとともに、支援技術の習得を目的とした研修の実施をする等、概ね順調に進捗している。県では、広域的地域ケア会議の開催や専門職員等の派遣による地域包括支援センターの機能強化や、セルフヘルプ活動への支援やDV被害者への支援を実施している。一方で、子どもの貧困やダブルケア、若者の引きこもり等の新たな課題が顕在化しており、地域住民が抱える課題は福祉分野に加え、医療や就労等の様々な分野にまたがり複雑多様化している。地域住民が抱える様々な課題に包括的に対応するため、地域包括支援センターはじめ各分野における様々な関係機関が有機的に連携して包括的支援体制を構築していく必要がある。
				1	0	1	0	0	-	○	-	
				1	1	0	0	0	-	○	-	
				1	1	0	0	0	-	○	-	
				1	0	1	0	0	-	○	-	
(2) 高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくり	支援策23 権利擁護の専門的な相談支援体制を充実します。		4	1	3	0	0	-	○	-	-	高齢者や障害者等の尊厳を支えるしくみづくりについては、権利擁護に係る相談支援、成年後見制度の相談や市民後見人養成のための研修、認知症施策に係る取組み、矯正施設退所予定者等の社会復帰支援等、それぞれの取組みを着実に推進していることから、概ね順調に進捗している。障害者虐待防止法の施行から4年以上が経過しているが、使用者による障がい者虐待は、労働局の調査で発見されるものも多い。平成28年度は、労働局が行う企業向けの研修の場を活用し、使用者による障がい者虐待をテーマとし、同法の通報義務について周知したが、引き続き一般の企業や県民に周知をする必要がある。また、平成28年4月に障害者虐待防止法が施行されて以降、県では、障がいを理由とする差別に関する相談事業の情報交換等を行う「神奈川県障害者差別解消支援地域協議会」を設置するとともに、県職員が適切に対応するため職員対応要領の作成等に取組んでいるが、今後は、地域協議会の設置及び対応要領の作成について市町村へ支援を行い、効果的な普及啓発等、引き続き、市町村と協力しながら、障がい者差別の解消に関する整備体制に努める必要がある。利用しやすい成年後見のしくみづくりについては、今後の更なる高齢化を見据え、引き続き、法人後見立ち上げ支援を行うとともに、市民後見人養成基礎研修の実施により市民後見人養成に向けた支援を行う。認知症対策については、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員とともに、平成30年度までに全ての市町村に設置する必要があることから、未実施市町村に対する設置の推進、さらに既に設置済みの市町村においてチーム数や推進員の増加を図る等、認知症地域支援体制をより一層強化する。さらに、矯正施設退所予定者等の社会復帰については、地域生活定着支援事業において、退所後の支援に係る帰住先の選択肢を増やすため、社会福祉施設等とのネットワークづくりを進めるとともに、施設等への帰住後のフォローアップや関係者の理解促進について努める等更なる体制の強化が望まれる。一部の地域で法人後見受任や市民後見養成が進んでいない等、地域格差があることから、引き続き一人ひとりが尊重され安心して暮らせる権利擁護のしくみづくりを進めていく必要がある。
				3	0	2	1	0	-	○	-	
				7	1	6	0	0	-	○	-	
				2	0	2	0	0	-	○	-	
(3) 生活困窮者の自立を支援するしくみづくり	支援策27 生活困窮者の自立を支援します。		3	2	1	0	0	-	○	-	-	生活困窮者の自立を支援するしくみづくりについては、生活困窮者に対する自立相談支援、住宅確保給付金の実施に加え、学習支援・居場所づくり事業を実施し、子ども支援員が関係機関等と連携を図り、生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備が図られている。また、ニート等の若者の職業的自立に向け、目標とする就職者数を達成する等、概ね順調に進捗している。学習支援・居場所づくり事業については、参加が定着する子どもが増加している一方で、実施する保健福祉事務所による実施回数等にばらつきがみられることから、町村を含めたニーズの把握や課題を共有するとともに、地域の社会資源やその他学習支援事業等との連携が必要である。経済的困窮からの自立を最終目標としてめざすばかりでなく、様々な要因に着目した多様な自立の在り方を地域の中に作り出していくことが求められている。平成30年4月には生活困窮者自立支援法の改正が見込まれており、その改正内容に沿って、今後、生活困窮世帯の増加に対応した個別的かつ継続的な自立支援を引き続き実施していく必要がある。

大柱	中柱	支援策 (小柱)	事業数	自己評価 (事業所管課による評価)				支援策別評価 (事務局による評価)				総合評価
				a	b	c	d	A	B	C	D	
		(4) 福祉サービス評価制度のしくみづくり 支援策28 福祉サービス第三者評価を普及・推進します。	1	0	0	1	0	-	-	○	-	福祉サービス評価制度のしくみづくりについては、平成28年度は、児童分野・障害分野・高齢分野いずれも評価結果公表件数が増加しているが、児童分野に比べ、他に分野は依然として総数が少ない状況にある。 より多くの事業者が受審できる仕組みとなるよう、事業者に対して、ヒアリング、アンケート等による調査を行い、全体的な見直しを進める必要がある。 また、県は、市町村に対して、会議等を通じて、引き続き第三者評価の必要性について説明し理解を促す必要がある。
				26	6	17	3	0	0	10	1	
				104	30	58	14	2	0	26	2	